

立木公売の公告 (第2回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時 平成28年8月25日 13時30分締切
即時開札
2. 入札及び開札の場所 三陸北部森林管理署 会議室
3. 現地案内
(1) 別紙のとおり。
4. 公売物件
(1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
(3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から15日以内とします。
5. 郵便入札
(1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により入札前日の17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
(2) 送付先は次のとおり
郵便番号 027-0022
住 所 岩手県宮古市磯鶏石崎4番地6号
宛 名 三陸北部森林管理署長
入札書在中(朱書きで記載)
(3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。
6. 契約の締結期限 平成28年9月14日までとします。
7. 代金の納入期限 契約締結の日から20日以内とします。
8. 代金の延納
(1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
(2) 延納利息は、法令の定めにより0.88%とします。
(3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から20日以内とします。
(但し、1号物件の分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)
9. 特約条項及び特記事項
(1) 公売物件明細書のとおり。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号

三陸北部森林管理署 業務グループ 経営担当

問い合わせ先 TEL 0193-62-6448

平成28年8月8日

分任契約担当官

三陸北部森林管理署長 野藤 昌弘

入札条件

1. 入札の参加資格

この入札は、最寄りの森林管理局長から資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 参加資格の確認

- (1) 入札参加者は、資格付一般競争参加資格確認通知書又は入札参加資格証明書を持参の上、入札時に受付に提示して確認を受けてください。
- (2) 入札参加者が代理人のときは、委任状を提示してください。
- (3) 入札参加者（代理人含む。）は、本人確認ができる身分証明証を持参し、受付に提示して本人確認を受けてください。

3. 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4. 公告物件の熟覧

公告物件は、物件明細書、契約書案、現場を熟覧の上、入札してください。

5. 入札方法

- (1) 入札は、物件番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書は、所定の用紙に必要事項を記載し、入札締切時刻前に入札箱へ投函してください。
- (3) 入札箱へ投函した後の入札書の変更、取り消しはできません。
また、開札前に入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6. 落札者の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。
但し、同金額の最高入札者が2者以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。
- (2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由があっても落札を無効とすることはできません。

7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

但し、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8. 契約保証金

契約保証金は免除します。

但し、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

9. 入札の無効

- (1) 競争参加不適合者が入札した場合。
- (2) 入札参加資格のない者又は入札参加資格者として確認できない者が入札した場合。
- (3) 汚染、損傷又は記入漏れ等により、売払番号、入札金額、入札者名を確認できない場合。
- (4) 競争参加資格者本人の署名又は委任者の押印がない場合。

10. 契約の成立

売買契約は、契約書に分任契約担当官と買受者の双方が記名押印したときに成立します。

11. 入札書用紙

入札書用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付で配布しているものを使用してください。

12. 入札金額は、消費税を除いた金額で行ってください。

なお、消費税を加算した金額で入札した場合でも消費税抜きの金額と見なし、訂正、取り消しは認めません。

13. 落札及び契約書の金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。

14. 契約締結以降に係る違約金、遅延金等は全て消費税を加算したものとなります。

様式第1号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

平成28年度 第1回 資格付一般競争入札
 施行年月日：平成28年8月25日

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

三陸北部森林管理署

入札 番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林 齢	樹 種	本 数(本)	幹材積 (m3)					延納	搬出 期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
(1)	北ノ又国有林 69た8林小班	分収造林	皆伐	0.34	46	スギ外	445	155.24		9.63	6.56	171.43	売払代金が150万円以上と なるとき認める ※ただし民収分は認めない	36ヶ月
(2)	北田代山国有林 403林班い6外 (林道支障木)		皆伐	1.39	44~100	カラマツ外	1,577		148.99	135.90	65.10	349.99	売払代金が150万円以上と なるとき認める	平成29 年4月30 日まで
	合計			1.73			2,022	155.24	148.99	145.53	71.66	521.42		

※物件番号の括弧書きは再出品物件である。

現地案内書

2 物件を、下記によりご案内いたしますので、お知らせします。

売払番号:	案内日時等		
1	平成28年8月19日(金) 午前10:00	JR山田線 豊間根駅 駐車場	森林官 (宮古担当区) 地域技術官(経営)
2	平成28年8月19日(金) 午前11:00	道の駅 区界	首席森林官 (川井・松草担当区) 主任森林整備官 (経営・ふれあい)

The map illustrates the location of two properties. Property 2 (●2号物件) is located at 403 and 6, near the intersection of National Route 106 and the road to 門馬小学校. Property 1 (●1号物件) is located at 69 and 8, near the intersection of National Route 106 and the road to 荒川小学校. A collection point for Property 1 (★1号物件集合場所) is located at JR Toyonone Station. The map also shows the JR Yamada Line, National Route 106, and Prefectural Route 10, along with various roads and landmarks like 大荒川林道, 霜地沢林道, and 那智畑併用林道.

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

物件番号	1 号	特約条項及び特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	北ノ又国有林 69た8林小班	1 伐採した立木の残材や末木枝条等を、沢縁・土場敷・林道沿線等に放置しないで下さい。残材や末木枝条等も搬出期間内に整理して下さい。	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						8cm 以下	10cm ～18cm	20cm ～28cm	30cm ～38cm	40cm ～48cm	50cm ～58cm	60cm上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	直径毎木法	2 沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民	スギ	生立木	一般材		40	157	71	3			271	155.24	24	21
伐採方法	皆伐	生に被害を与えることのないよう、必要な防止措置を講じて下さい。	スギ外	"	低質材	6	62	2					70	7.64	12	13
面積 (ha)	0.34	3 搬出等に当たって、林道等を損壊した場合は買受者の責において修繕	アカマツNA	"	"			2	2				4	1.99	30	15
林齢 (年)	46	していただきます。また、採石等の敷き込みも買受者で行っていただき	N 計			6	102	161	73	3	0	0	345	164.87		
搬出期間 (ヶ月)	36	す。	ク	生立木	一般材				1				1	0.53	34	14
契約関係	分収造林	4 本物件を搬出する際、土場として砂防指定土地を使用します。砂防協議	ケヤキ	"	低質材			1					1	0.26	24	13
		のため作業着手前に作業仕組計画書の提出が必要となり、同意を得る	その他広葉樹	"	"	35	52	11					98	5.77	12	9
法令制限、その他留意事項		までに4週間程度の期間を要します。同意を得てからの作業となります	L 計			35	52	12	1	0	0	0	100	6.56		
施業期間	8月～10月	5 本物件は、施業上の取扱いから作業期間を8月～10月とします。														
砂防指定土地		6 本物件は分収造林です。分収割合は官収:30%、民収:70%です。														
		7 本物件の搬出の際には、民有林を通過します。民有林の土地使用条件														
		等についての特約事項は別紙に記載しています。														
		8 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかに														
		その旨を森林管理署へ連絡し、森林管理署長の指示に従って下さい。														
		9 作業着手前には管轄森林事務所へ入林届の提出をお願いします。														
		また、作業実行に当たっては、労働安全の諸法令を遵守し、災害発生時														
		には速やかに森林管理署等に連絡して下さい。														
			合 計			41	154	173	74	3	0	0	445	171.43		

別紙

分収木に関する特約事項（分収造林69た8林小班）

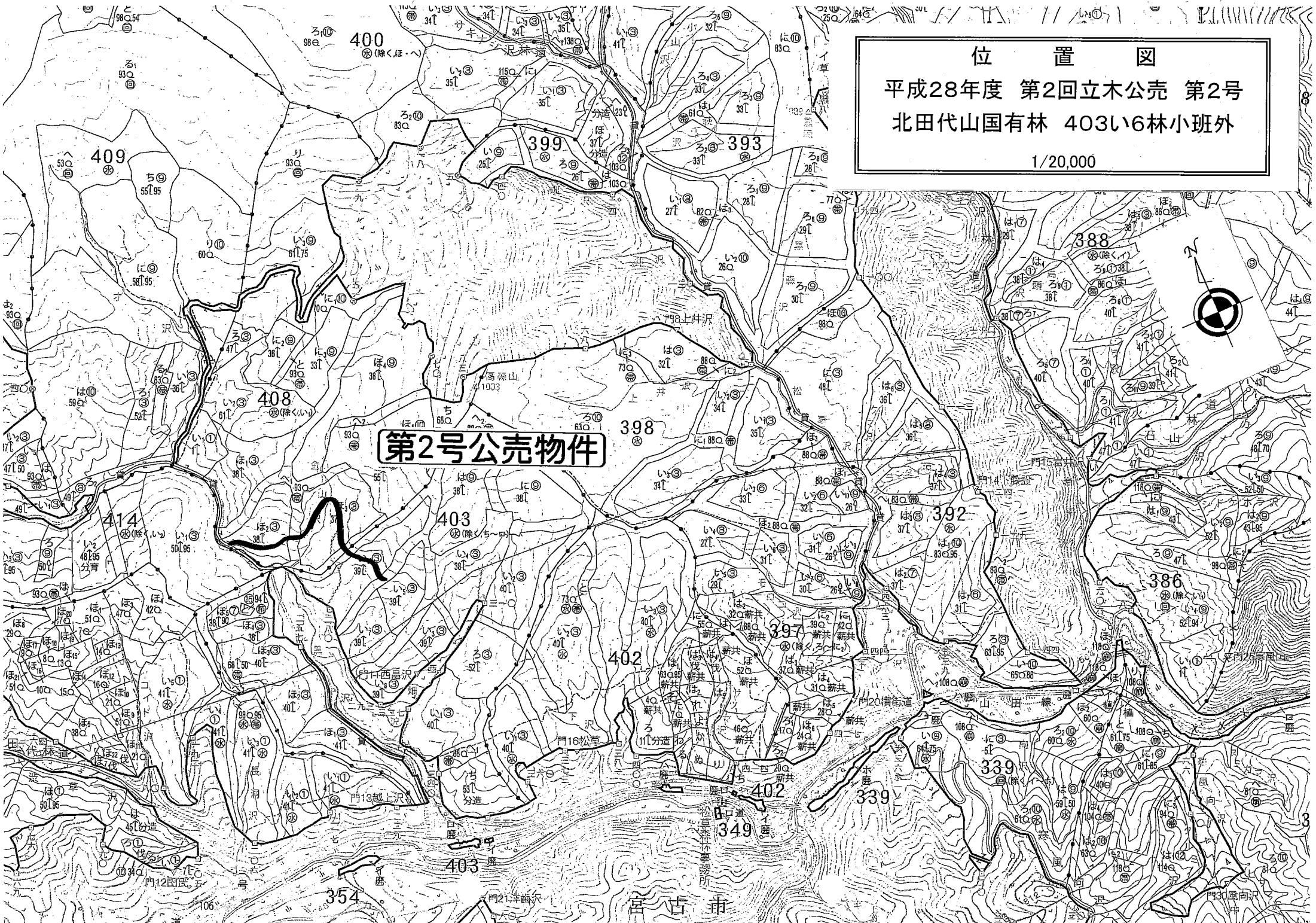
- 1 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収権者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という。）については、現納とします。
- 2 本物件の搬出に際し、1名の方の私有地を通過します。私有地を通過する際の土地使用料について14,700円で同意を得ているので、買受者により別途指示する土地所有者へ支払うこと。
また、私有地の土地使用終了後は、残材、端材を放置せず整理をおこない原状回復すること。

位 置 図
 平成28年度 第2回立木公売 第1号
 北ノ又国有林 69た8林小班
 1/20,000

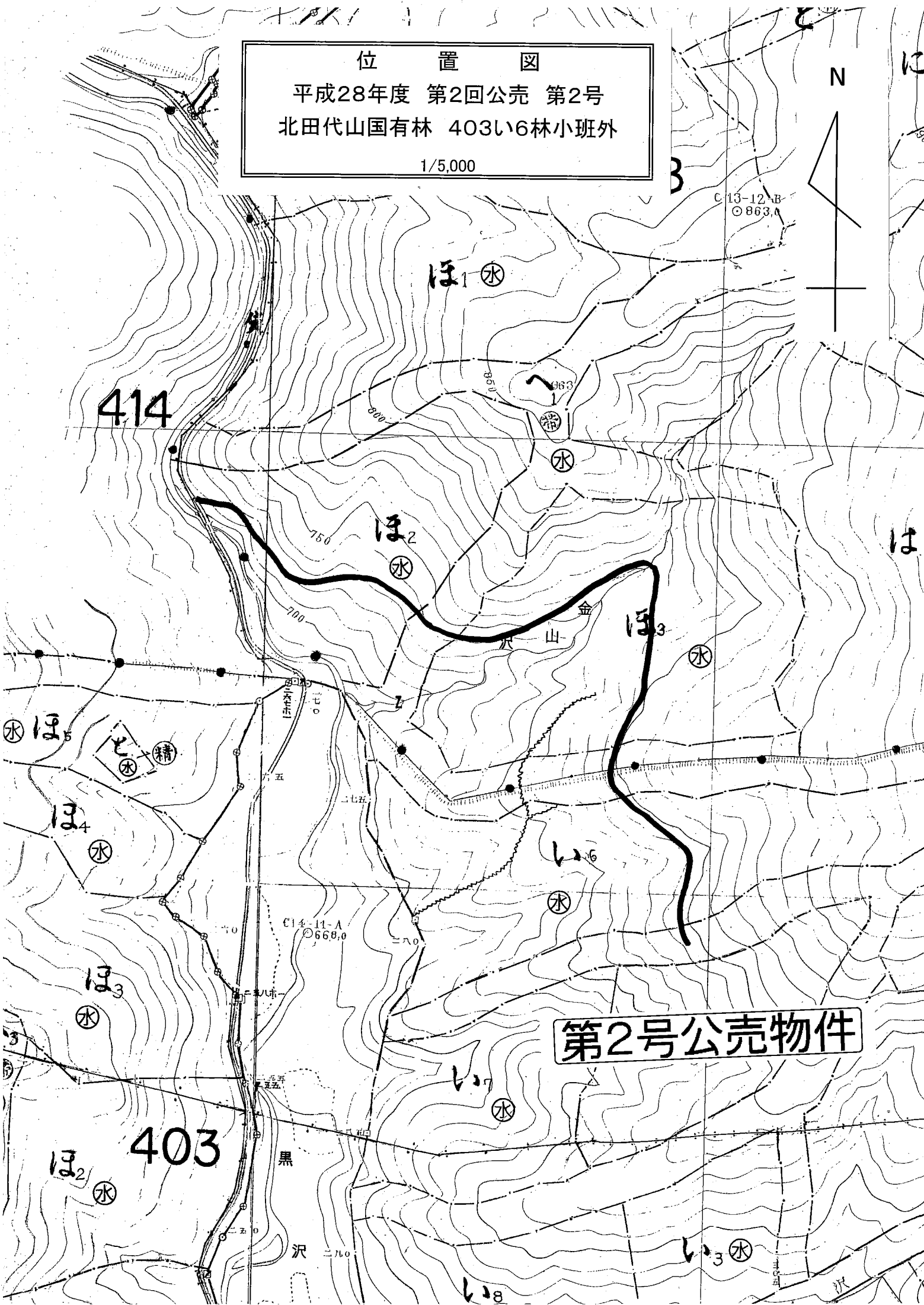
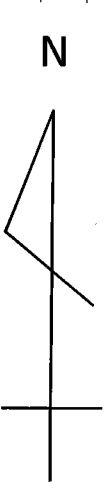


凡 例	
公売物件箇所	

位置図
平成28年度 第2回立木公売 第2号
北田代山国有林 403い6林小班外
1/20,000



位置図
 平成28年度 第2回公売 第2号
 北田代山国有林 403い6林小班外
 1/5,000



第2号公売物件